ガス事業関係法令テキスト(平成 31(2019)年版) 新旧対照表

２０２３年５月一部改訂（ガス事業法改正・ガス事業法施行令改正・ガス関係報告規則改正を反映）

頁	ガス事業関係法令テキスト＿旧	ガス事業関係法令テキスト＿新	備考
P7	ガス用品：主として一般消費者等(液化石油ガス法第２条２項に規定する一般消費者等をいう)がガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料(液化石油ガス器具等を除く)であって、政令で定めるものをいう。 「特定ガス用品」とは、構造、使用条件、使用状況等からみて特にガスによる災害の発生のおそれが多いと認められるガス用品であって、政令で定めるものをいう。 (法 137 条)(施行令９条、10 条)	ガス用品：主として一般消費者等(液化石油ガス法第２条２項に規定する一般消費者等をいう)がガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料(液化石油ガス器具等を除く)であって、政令で定めるものをいう。 「特定ガス用品」とは、構造、使用条件、使用状況等からみて特にガスによる災害の発生のおそれが多いと認められるガス用品であって、政令で定めるものをいう。 (法 137 条)(施行令 13 条、14 条)	ガス事業法施行令の改正を反映
P44	**(1)　ガス用品の品目（液化石油ガス用のものを除く）** (a) ガス用品の品目(令９条、令別表１) ① ガス瞬間湯沸器(ガス消費量 70kW 以下のもの) ② ガスストーブ(ガス消費量 19kW 以下のもの) ③ ガスバーナー付ふろがま(ガス消費量 21kW(専用の給湯部を有するものにあっては、91kW)以下のもの) ④ ガスふろバーナー(ガス消費量 21kW 以下のものに限り、ふろがまに取り付けられているものを除く) ⑤ ガスこんろ(ガス消費量の総和が 14kW(ガスオーブンを有するものにあっては、21kW)以下のものであって、こんろバーナー１個当たりのガスの消費量が 5.8kW 以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く) (b) 特定ガス用品の品目(令 10 条、令別表２)	**(1)　ガス用品の品目（液化石油ガス用のものを除く）** (a) ガス用品の品目(令 13 条、令別表１) ① ガス瞬間湯沸器(ガス消費量 70kW 以下のもの) ② ガスストーブ(ガス消費量 19kW 以下のもの) ③ ガスバーナー付ふろがま(ガス消費量 21kW(専用の給湯部を有するものにあっては、91kW)以下のもの) ④ ガスふろバーナー(ガス消費量 21kW 以下のものに限り、ふろがまに取り付けられているものを除く) ⑤ ガスこんろ(ガス消費量の総和が 14kW(ガスオーブンを有するものにあっては、21kW)以下のものであって、こんろバーナー１個当たりのガスの消費量が 5.8kW 以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く) (b) 特定ガス用品の品目(令 14 条、令別表２)	ガス事業法施行令の改正を反映

２０２３年５月一部改訂（ガス事業法改正・ガス事業法施行令改正・ガス関係報告規則改正を反映）

頁	ガス事業関係法令テキスト＿旧	ガス事業関係法令テキスト＿新	備考
P56	(図：旧)	(図：新)	ガス事業法施行令の改正を反映
P59	(表：旧)	(表：新)	ガス関係報告規則の改正を反映

P56（旧）

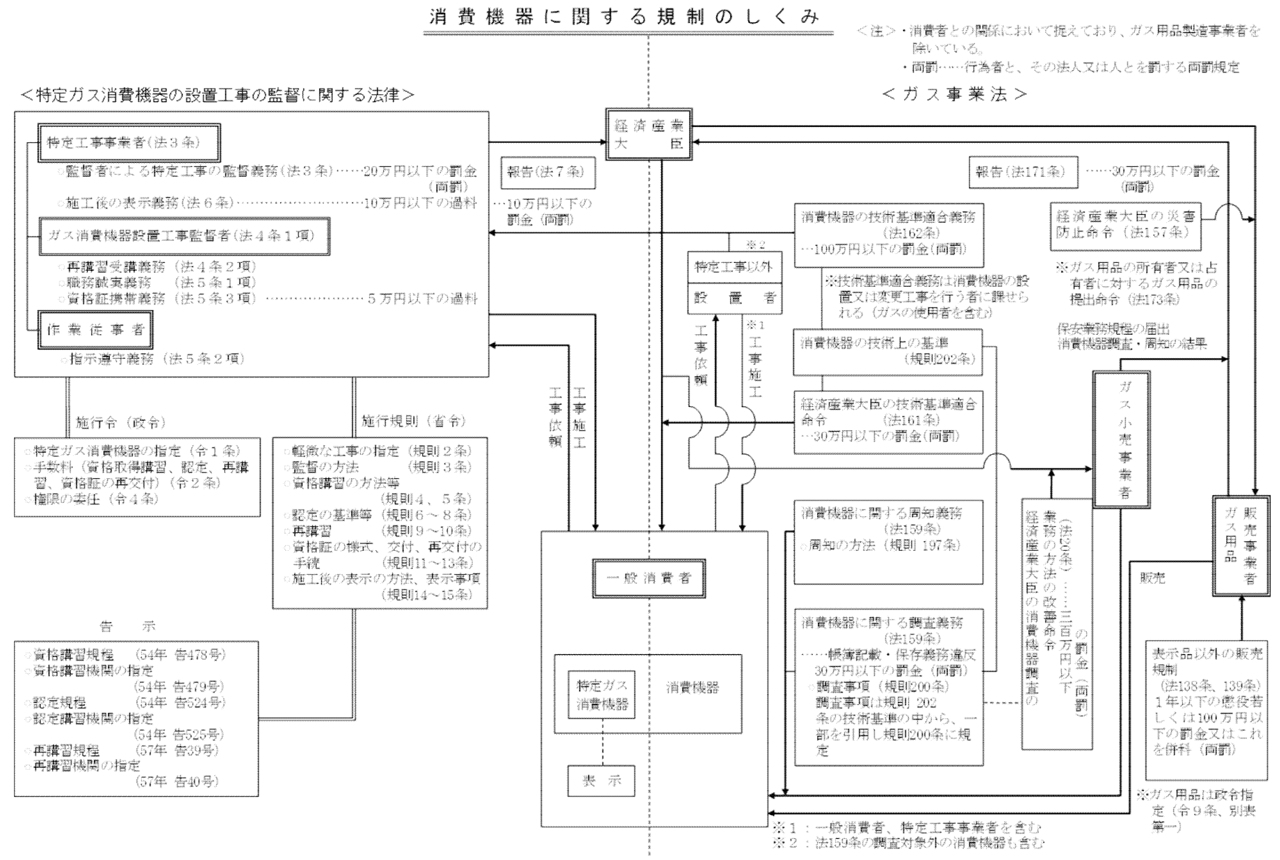

P56（新）

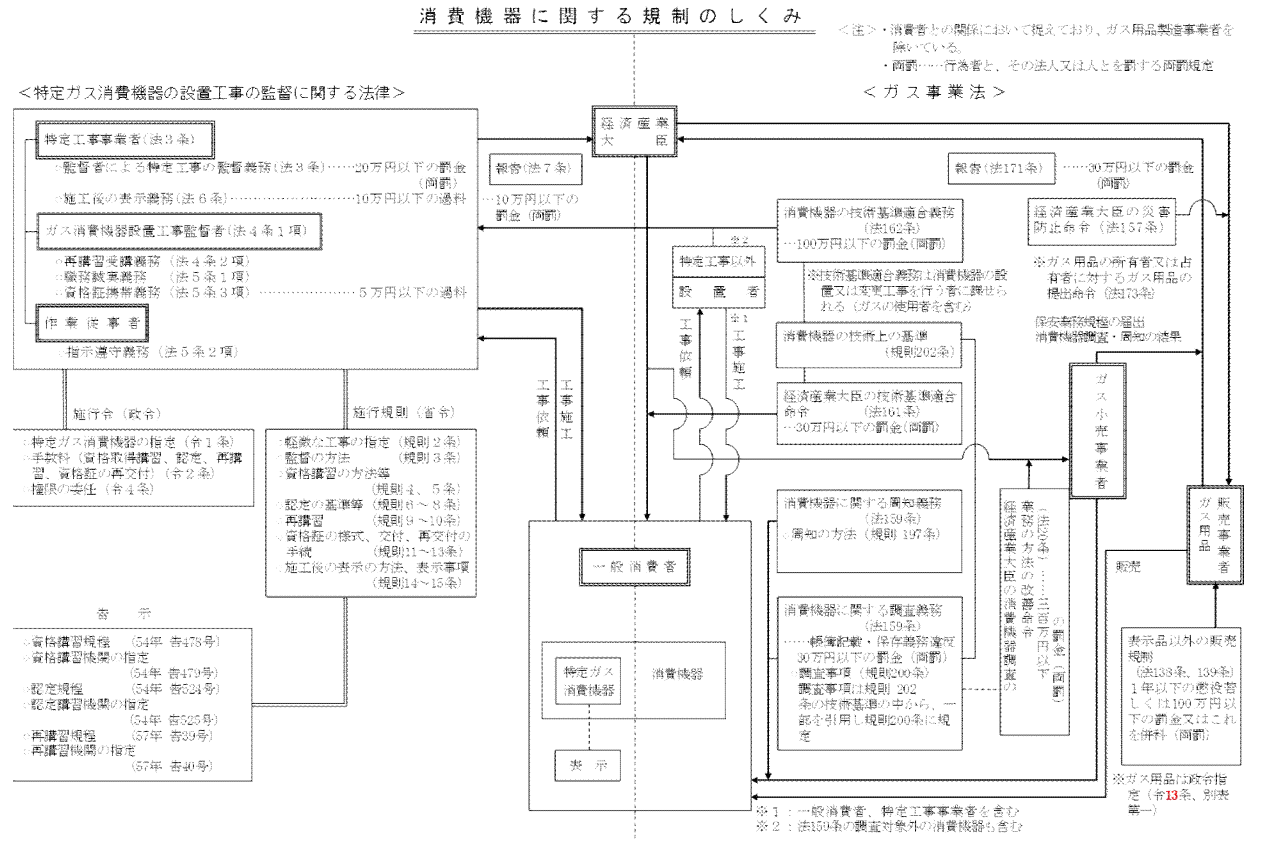

備考：ガス事業法施行令の改正を反映

P59（旧）

(2)　**事故報告**（ガス関係報告規則４条）

事故の種類	報告期限		報告先	報告対象事業者		
	速報	詳報		小売 ＊1	導管	製造
①　ガス工作物(ガス栓を除く。以下同じ。)の欠陥・損傷・破壊又はガス工作物の操作による死亡事故	事故発生時から 24 時間以内可能な限り速やかに	事故発生日から 30 日以内	経済産業大臣及び所轄産業保安監督部長	○*2	○	○
②　工事中のガス工作物の欠陥・損壊・破壊又はガス工作物の操作による死亡事故				○*2	○	○
③　500 戸以上の供給支障事故（⑫に該当するものを除く）				○*2	○	○
④　製造支障時間が 24 時間以上の製造支障事故（⑫に該当するものを除く）				○*2	○	○
⑤　ガス工作物の欠陥・損傷・破壊又はガス工作物の操作による負傷・中毒・酸欠事故			所轄産業保安監督部長	○*2	○	○

P59（新）

(2)　**事故報告**（ガス関係報告規則４条）

事故の種類	報告期限		報告先	報告対象事業者		
	速報	詳報		小売 ＊1	導管	製造
①　ガス工作物(ガス栓を除く。以下同じ。)の欠陥・損傷・破壊又はガス工作物の操作による死亡事故	事故発生時から 24 時間以内可能な限り速やかに	事故発生日から 30 日以内	経済産業大臣及び所轄産業保安監督部長	○*2	○	○
②　工事中のガス工作物の欠陥・損壊・破壊又はガス工作物の操作による死亡事故				○*2	○	○
③　500 戸以上の供給支障事故（⑬に該当するものを除く）				○*2	○	○
④　製造支障時間が 24 時間以上の製造支障事故（⑬に該当するものを除く）				○*2	○	○
⑤　ガス工作物の欠陥・損傷・破壊又はガス工作物の操作による負傷・中毒・酸欠事故			所轄産業保安監督部長	○*2	○	○

備考：ガス関係報告規則の改正を反映

２０２３年５月一部改訂（ガス事業法改正・ガス事業法施行令改正・ガス関係報告規則改正を反映）

頁	ガス事業関係法令テキスト＿旧	ガス事業関係法令テキスト＿新	備考

ガス事業関係法令テキスト＿旧

(①に該当するものを除く)						
⑥ 工事中のガス工作物の欠陥・損壊・破壊又はガス工作物の操作による負傷・中毒・酸欠事故(②に該当するものを除く)				○ *2	○	○
⑦ 30 戸以上 500 戸未満の供給支障事故 (⑫に該当するもの並びに保安閉栓(注)を除く)				○ *2	○	○
⑧ 製造支障時間が 10 時間以上 24 時間未満の製造支障事故(⑫に該当するものを除く)				○ *2	○	○
⑨ 高・中圧の主要なガス工作物の損壊事故 (①～⑧・⑫に該当するものを除く)				○ *2	○	○
(追加)						
⑩ 低圧の主要なガス工作物の損壊事故 (①～⑧・⑫に該当するものを除く)	／			○ *2	○	○
⑪ ガス工作物からのガスの漏えいによる爆発・火災事故 (①・⑤・⑫に該当するものを除く)	事故発生時から 24 時間以内可能な限り速やかに			○ *2	○	○
⑫ 自然災害又は火災による広範囲の地域にわたるガス工作物の損壊、製造支障、供給支障事故で経済産業大臣が指定するもの。	経済産業大臣が指定する期限	経済産業大臣が指定する期限	経済産業大臣及び所轄産業保安監督部長	○ *2	○	○
⑬ ガス工作物の欠陥・損壊・破壊又はガス工作物の操作により、一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した事故 (①～⑫に該当するものを除く)	／	事故発生日から 30 日以内	所轄産業保安監督部長	○ *2	○	○
⑭ ガス栓の欠陥・損壊・破壊による死亡・中毒・酸欠事故	事故発生を知った時から 24 時間以内可能な	事故発生を知った日から 30 日以内	当該事故に係るガス栓の設置の場所を管轄す	○ *2	○	－
⑮ ガス栓の欠陥・損壊・破壊によりガス栓から漏えいしたガスに引火				○ *2	○	－

ガス事業関係法令テキスト＿新

(①に該当するものを除く)						
⑥ 工事中のガス工作物の欠陥・損壊・破壊又はガス工作物の操作による負傷・中毒・酸欠事故(②に該当するものを除く)				○ *2	○	○
⑦ 100 戸以上 500 戸未満の供給支障事故 (⑬に該当するもの並びに保安閉栓(注)を除く)				○ *2	○	○
⑧ 製造支障時間が 10 時間以上 24 時間未満の製造支障事故(⑬に該当するものを除く)				○ *2	○	○
⑨ 高・中圧の主要なガス工作物の損壊事故 (①～⑧・⑩・⑬に該当するものを除く)				○ *2	○	－
⑩ 高・中圧の主要なガス工作物(製造所に設置されたものに限る)の損壊事故 (①～⑧・⑬に該当するものを除く)	／			○ *2	－	○
⑪ 低圧の主要なガス工作物の損壊事故 (①～⑧・⑬に該当するものを除く)	／			○ *2	○	○
⑫ ガス工作物からのガスの漏えいによる爆発・火災事故 (①・⑤・⑬に該当するものを除く)	事故発生時から 24 時間以内可能な限り速やかに			○ *2	○	○
⑬ 自然災害又は火災による広範囲の地域にわたるガス工作物の損壊、製造支障、供給支障事故で経済産業大臣が指定するもの。	経済産業大臣が指定する期限	経済産業大臣が指定する期限	経済産業大臣及び所轄産業保安監督部長	○ *2	○	○
⑭ ガス工作物の欠陥・損壊・破壊又はガス工作物の操作により、一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した事故 (①～⑬に該当するものを除く)	／	事故発生日から 30 日以内	所轄産業保安監督部長	○ *2	○	○
⑮ ガス栓の欠陥・損壊・破壊による死亡・中毒・酸欠事故	事故発生を知った時から 24 時間以内可能な	事故発生を知った日から 30 日以内	当該事故に係るガス栓の設置の場所を管轄す	○ *2	○	－
⑯ ガス栓の欠陥・損壊・破壊によりガス栓から漏えいしたガスに引火				○ *2	○	－

２０２３年５月一部改訂（ガス事業法改正・ガス事業法施行令改正・ガス関係報告規則改正を反映）

頁	ガス事業関係法令テキスト＿旧	ガス事業関係法令テキスト＿新	備考

ガス事業関係法令テキスト＿旧

することで発生した負傷・物損事故（⑭に該当するものを除く）	限り速やかに		る産業保安監督部長			
⑯ 消費機器又はガス栓の使用に伴う死亡・中毒・酸欠事故（⑭・⑮に該当するものを除く）			当該事故に係る消費機器又はガス栓の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	○	―*3	―
⑰ 消費機器から漏えいしたガスに引火することで発生した物損事故（消費機器が損傷した事故であって、人が死亡せず、又は負傷しないものに限る）	／		当該事故に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	○	―*3	―
⑱ 消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することで発生した負傷・物損事故（⑭～⑰に該当するものを除く）	事故発生を知った時から 24 時間以内可能な限り速やかに		当該事故に係る消費機器又はガス栓の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	○	―*3	―

（注）保安閉栓：導管の工事及び導管に損傷を与えた工事以外の原因により導管からガスが漏えいした場合において災害の発生を防止するためガスの供給を停止したこと（１の建物について供給支障事故となったものに限る。）

○「速報」：電話、ＦＡＸ、その他適当な方法により行なう。
「詳報」：報告書の提出により行なう。

＊１ 一般ガス事業者が現に最終保障供給を行っている場合にあっては、当該一般ガス事業者が報告をする。

＊２ ガス小売事業者がガス工作物を事業に用いた場合、対象となる。

＊３ 事故報告が一般ガス導管事業者、ガス小売事業者のいずれに係るものであるかを判断できない場合は一般ガス導管事業者が報告をする。また特定ガス導管事業者、ガス小売事業者のいずれに係るものであるかを判断できない場合は特定ガス導管事業者が報告をする。

ガス事業関係法令テキスト＿新

することで発生した負傷・物損事故（⑮に該当するものを除く）	限り速やかに		る産業保安監督部長			
⑰ 消費機器又はガス栓の使用に伴う死亡・中毒・酸欠事故（⑮・⑯に該当するものを除く）			当該事故に係る消費機器又はガス栓の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	○	―*3	―
⑱ 消費機器から漏えいしたガスに引火することで発生した物損事故（消費機器が損傷した事故であって、人が死亡せず、又は負傷しないものに限る）	／		当該事故に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	○	―*3	―
⑲ 消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することで発生した負傷・物損事故（⑮～⑱に該当するものを除く）	事故発生を知った時から 24 時間以内可能な限り速やかに		当該事故に係る消費機器又はガス栓の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	○	―*3	―

（注）保安閉栓：導管の工事及び導管に損傷を与えた工事以外の原因により導管からガスが漏えいした場合において災害の発生を防止するためガスの供給を停止したこと（１の建物について供給支障事故となったものに限る。）

○「速報」：電話、その他適当な方法により行なう。
「詳報」：報告書の提出により行なう。

＊１ 一般ガス事業者が現に最終保障供給を行っている場合にあっては、当該一般ガス事業者が報告をする。

＊２ ガス小売事業者がガス工作物を事業に用いた場合、対象となる。

＊３ 事故報告が一般ガス導管事業者、ガス小売事業者のいずれに係るものであるかを判断できない場合は一般ガス導管事業者が報告をする。また特定ガス導管事業者、ガス小売事業者のいずれに係るものであるかを判断できない場合は特定ガス導管事業者が報告をする。

頁	ガス事業関係法令テキスト＿旧	ガス事業関係法令テキスト＿新	備考
P106	**〈ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法〉** **令第２条**　ガス小売事業者等（法第 14 条第1項に規定するガス小売事業者等をいう。次項並びに第 15 条第4項及び第5項において同じ。）は、法第 14 条第3項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。	**〈ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法〉** **令第２条**　ガス小売事業者等（法第 14 条第1項に規定するガス小売事業者等をいう。次項並びに第 19 条第4項及び第5項において同じ。）は、法第 14 条第3項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。	ガス事業法施行令の改正を反映

２０２３年５月一部改訂（ガス事業法改正・ガス事業法施行令改正・ガス関係報告規則改正を反映）

頁	ガス事業関係法令テキスト＿旧	ガス事業関係法令テキスト＿新	備考
P146	（追加）	**（災害時連携計画）** **第 56 条の２**　一般ガス導管事業者は、共同して、経済産業省令で定めるところにより、災害その他の事由による事故によりガスの安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般ガス導管事業者相互の連携に関する計画（以下この条において「災害時連携計画」という。）を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 ２　災害時連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一　一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項 二　一般ガス導管事業者による従業者の派遣及び運用に関する事項 三　その他経済産業省令で定める事項 ３　経済産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る災害時連携計画の内容が次の各号のいずれかに適合しないと認めるときは、その届出をした一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る災害時連携計画を変更すべきことを勧告することができる。 一　災害その他の事由による事故の発生により特定の供給区域におけるガスの供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合においてその供給区域におけるガスの安定供給を確保するために必要かつ適切なものであること。 二　その届出をした一般ガス導管事業者のうち特定の者について不当に差別的でないこと。 三　ガスの使用者の利益又は一般ガス導管事業者からガスの供給を受ける者の利益を不当に害するおそれがないこと。 ４　経済産業大臣は、一般ガス導管事業者が、正当な理由がなく、第一項の規定による届出に係る災害時連携計画を実施していないため、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、当該災害時連携計画を実施すべきことを勧告することができる。 **（災害時連携計画の届出）** **規第 88 条の２**　法第 56 条の２第１項前段の規定による災害時連携計画の届出をしようとする者は、様式第 61 の２の災害時連携計画届出書を提出しなければならない。 ２　法第 56 条の２第１項後段の規定による災害時連携計画の変更の届出をしようとする者は、変更後遅滞なく、様式第 61 の３の災害時連携計画変更届出書を提出しなければならない。 **（災害時連携計画の記載事項）** **規第 88 条の３**　法第 56 条の２第２項第３号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　復旧方法等の共通化に関する事項 二　災害時における復旧に必要な情報の共有方法に関する事項 三　一般ガス導管事業者による移動式ガス発生設備の派遣及び運用に関する事項 四　地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項 五　共同訓練に関する事項	ガス事業法及びガス事業法施行規則の改正を反映

２０２３年５月一部改訂（ガス事業法改正・ガス事業法施行令改正・ガス関係報告規則改正を反映）

頁	ガス事業関係法令テキスト＿旧	ガス事業関係法令テキスト＿新	備考
P180	〈ガス事業法の準用〉 令第５条　法第 105 条の規定により、法第 21 条第１項及び第２項並びに第 32 条（第６項を除く。）の規定は、準用事業者（法第 105 条に規定する準用事業者をいう。次項、第 13 条第６項及び第 15 条第４項において同じ。）に準用する。	〈ガス事業法の準用〉 令第７条　法第 105 条の規定により、法第 21 条第１項及び第２項並びに第 32 条（第６項を除く。）の規定は、準用事業者（法第 105 条に規定する準用事業者をいう。次項、第 17 条第６項及び第 19 条第４項において同じ。）に準用する。	ガス事業法施行令の改正を反映
P193	〈ガス用品〉 令第９条　法第 137 条第１項のガス用品は、別表第１のとおりとする。 別表第１（第９条関係）	〈ガス用品〉 令第 13 条　法第 137 条第１項のガス用品は、別表第１のとおりとする。 別表第１（第 13 条関係）	ガス事業法施行令の改正を反映
P193	〈特定ガス用品〉 令第 10 条　法第 137 条第２項の特定ガス用品は、別表第２の上欄に掲げるとおりとする。 別表第２（第 10 条、第 11 条関係）	〈特定ガス用品〉 令第 14 条　法第 137 条第２項の特定ガス用品は、別表第２の上欄に掲げるとおりとする。 別表第２（第 14 条、第 15 条関係）	ガス事業法施行令の改正を反映
P196	〈証明書の保存に係る経過期間〉 令第 11 条　法第 146 条第１項ただし書の政令で定める期間は、別表第２の上欄に掲げる特定ガス用品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	〈証明書の保存に係る経過期間〉 令第 15 条　法第 146 条第１項ただし書の政令で定める期間は、別表第２の上欄に掲げる特定ガス用品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	ガス事業法施行令の改正を反映

２０２３年５月一部改訂（ガス事業法改正・ガス事業法施行令改正・ガス関係報告規則改正を反映）

<table>
<tr><th>頁</th><th>ガス事業関係法令テキスト＿旧</th><th>ガス事業関係法令テキスト＿新</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>P202</td><td>〈外国登録ガス用品検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担〉

令第 12 条　法第 156 条第2項の政令で定める費用は、同条第1項第八号の検査のため同号の職員(同条第3項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員)がその検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、経済産業省令で定める。</td><td>〈外国登録ガス用品検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担〉

令第 16 条　法第 156 条第2項の政令で定める費用は、同条第1項第八号の検査のため同号の職員(同条第3項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員)がその検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、経済産業省令で定める。</td><td>ガス事業法施行令の改正を反映</td></tr>
<tr><td>P222</td><td>〈報告の徴収〉
令第 13 条　法第 171 条第1項の規定により経済産業大臣がガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一　ガス小売事業の運営に関する事項
二　ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項
三　消費機器(法第 159 条第1項に規定する消費機器をいう。第 15 条第3項及び第4項において同じ。)の調査に関する業務の運営に関する事項
2　法第 171 条第1項の規定により経済産業大臣が小売供給契約(法第 14 条第1項に規定する小売供給契約をいう。以下この項において同じ。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対し報告をさせることができる事項は、小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理に関する事項とする。</td><td>〈報告の徴収〉
令第 17 条　法第 171 条第1項の規定により経済産業大臣がガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一　ガス小売事業の運営に関する事項
二　ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項
三　消費機器(法第 159 条第1項に規定する消費機器をいう。第 19 条第3項及び第4項において同じ。)の調査に関する業務の運営に関する事項
2　法第 171 条第1項の規定により経済産業大臣が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対し報告をさせることができる事項は、小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理に関する事項とする。</td><td>ガス事業法施行令の改正を反映</td></tr>
<tr><td>P300</td><td>５．ガス関係報告規則
[平成 29 年経済産業省令第 16 号]
(事故報告)
第四条　ガス小売事業者(一般ガス導管事業者が現に最終保障供給を行っている場合にあっては、当該一般ガス導管事業者)は、その事業の用に供するガス工作物及びその供給するガスに係る消費機器について次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したとき、一般ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十五号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき(事故報告が一般ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。)、特定ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十五号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき(事故報告が特定ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。)、ガス製造事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十三号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき、準用事業者は、その事業の用に供する工作物について同表第一号から第十三号までの事故の欄に掲げる事故であって公衆に危害を及ぼしたもの(令第五条第三項の事業を行う者がその事業を行う場合に用いる工作物に係るものを除く。)が発生したとき、それぞれ同表の報告の方式、報告期限及び報告先の欄に掲げるところに従い、報告しなければならない。
<table>
<tr><th rowspan="2">事故</th><th rowspan="2">報告の方式</th><th colspan="2">報告期限</th><th rowspan="2">報告先</th></tr>
<tr><th>速報</th><th>詳報</th></tr>
<tr><td>一　ガス工作物(ガス栓を除く。以下同じ。)の欠陥、損傷若しくは破壊又は</td><td>ガス事故速報(以下「速</td><td>事故が発生した時から</td><td>事故が発生した日から</td><td>経済産業大臣及び当該</td></tr>
</table></td><td>５．ガス関係報告規則
[平成 29 年経済産業省令第 16 号]
(事故報告)
第四条　ガス小売事業者(一般ガス導管事業者が現に最終保障供給を行っている場合にあっては、当該一般ガス導管事業者)は、その事業の用に供するガス工作物及びその供給するガスに係る消費機器について次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したとき、一般ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十六号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき(事故報告が一般ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。)、特定ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十六号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき(事故報告が特定ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。)、ガス製造事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十四号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき、準用事業者は、その事業の用に供する工作物について同表第一号から第十四号までの事故の欄に掲げる事故であって公衆に危害を及ぼしたもの(令第五条第三項の事業を行う者がその事業を行う場合に用いる工作物に係るものを除く。)が発生したとき、それぞれ同表の報告の方式、報告期限及び報告先の欄に掲げるところに従い、報告しなければならない。
<table>
<tr><th rowspan="2">事故</th><th rowspan="2">報告の方式</th><th colspan="2">報告期限</th><th rowspan="2">報告先</th></tr>
<tr><th>速報</th><th>詳報</th></tr>
<tr><td>一　ガス工作物(ガス栓を除く。以下同じ。)の欠陥、損傷若しくは破壊又は</td><td>ガス事故速報(以下「速</td><td>事故が発生した時から</td><td>事故が発生した日から</td><td>経済産業大臣及び当該</td></tr>
</table></td><td>ガス関係報告規則の改正等を反映</td></tr>
</table>

２０２３年５月一部改訂（ガス事業法改正・ガス事業法施行令改正・ガス関係報告規則改正を反映）

頁	ガス事業関係法令テキスト＿旧					ガス事業関係法令テキスト＿新					備考
	ガス工作物の操作により人が死亡した事故 二　工事中のガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又は工事中のガス工作物の操作により人が死亡した事故 三　ガスの供給に支障を及ぼした事故（以下「供給支障事故」という。）であって、ガスの供給が停止し、又はガスの供給を緊急に制限したガスの使用者の数（以下「供給支障戸数」という。）が五百以上のもの（第十二号に掲げるものを除く。） 四　ガスの製造に支障を及ぼした事故（以下「製造支障事故」という。）であって、ガス発生設備の運転を停止した時間（以下「製造支障時間」という。）が二十四時間以上のもの（第十二号に掲げるものを除く。）	報」という。）及びガス事故詳報（以下「詳報」という。）	二十四時間以内可能な限り速やかに	起算して三十日以内	事故に係るガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下「所轄産業保安監督部長」という。）	ガス工作物の操作により人が死亡した事故 二　工事中のガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又は工事中のガス工作物の操作により人が死亡した事故 三　ガスの供給に支障を及ぼした事故（以下「供給支障事故」という。）であって、ガスの供給が停止し、又はガスの供給を緊急に制限したガスの使用者の数（以下「供給支障戸数」という。）が五百以上のもの（第十三号に掲げるものを除く。） 四　ガスの製造に支障を及ぼした事故（以下「製造支障事故」という。）であって、ガス発生設備の運転を停止した時間（以下「製造支障時間」という。）が二十四時間以上のもの（第十三号に掲げるものを除く。）	報」という。）及びガス事故詳報（以下「詳報」という。）	二十四時間以内可能な限り速やかに	起算して三十日以内	事故に係るガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下「所轄産業保安監督部長」という。）	
	五　ガス工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（第一号に掲げるものを除く。） 六　工事中のガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又は工事中のガス工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（第二号に掲げるものを除く。） 七　供給支障事故であって、供給支障戸数が三十以上五百未満のもの（第十二号に掲げるもの並びに導管の工事及び導管に損傷を与えた工事以外の原因により導管からガスが漏えいした場合（第一号、第二号、第五号、第六号、第九号から第十一号まで及び第十三号に掲げるものを除く。）において災害の発生を防止するためガスの供給を停止したこと（一の建物について供給支障事故となったものに限る。以下「保安閉栓」という。）を除く。） 八　製造支障事故であって、製造支障時間が十時間以上二十四時間未満のもの（第十二号に掲げるものを除く。） 九　最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故（第一号から前号まで及び第十二号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	事故が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長	五　ガス工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（第一号に掲げるものを除く。） 六　工事中のガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又は工事中のガス工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（第二号に掲げるものを除く。） 七　供給支障事故であって、供給支障戸数が百以上五百未満のもの（第十三号に掲げるもの並びに導管の工事及び導管に損傷を与えた工事以外の原因により導管からガスが漏えいした場合（第一号、第二号、第五号、第六号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げるものを除く。）において災害の発生を防止するためガスの供給を停止したこと（一の建物について供給支障事故となったものに限る。以下「保安閉栓」という。）を除く。） 八　製造支障事故であって、製造支障時間が十時間以上二十四時間未満のもの（第十三号に掲げるものを除く。） 九　最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故（第一号から前号まで、次号及び第十三号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	事故が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長	
	（追加）					十　最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物（製造所に設置された	詳報		事故が発生した日から	所轄産業保安監督部長	

２０２３年５月一部改訂（ガス事業法改正・ガス事業法施行令改正・ガス関係報告規則改正を反映）

頁	ガス事業関係法令テキスト＿旧	ガス事業関係法令テキスト＿新	備考

ガス事業関係法令テキスト＿旧

十　最高使用圧力が低圧の主要なガス工作物の損壊事故（第一号から第八号まで及び第十二号に掲げるものを除く。）	詳報		事故が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長
十一　ガス工作物からのガスの漏えいによる爆発又は火災事故（第一号、第五号及び第十二号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	事故が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長
十二　台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による広範囲の地域にわたるガス工作物の損壊事故、製造支障事故又は供給支障事故であって、経済産業大臣が指定するもの	速報及び詳報	経済産業大臣が指定する期限	経済産業大臣が指定する期限	経済産業大臣及び所轄産業保安監督部長
十三　ガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより、一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した事故（第一号から前号までに掲げるものを除く。）	詳報		事故が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長
十四　ガス栓の欠陥、損壊又は破壊により人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故 十五　ガス栓の欠陥、損壊又は破壊によりガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故（前号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故の発生を知った日から起算して三十日以内	当該事故に係るガス栓の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十六　消費機器又はガス栓の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（第十四号及び前号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故の発生を知った日から起算して三十日以内	当該事故に係る消費機器又はガス栓の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十七　消費機器から漏えいしたガスに引火することにより、発生した物損事故（消費機器が損傷した事故であって、人が死亡せず、又は負傷しないものに限る。）	詳報		事故の発生を知った日から起算して三十日以内	当該事故に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

ガス事業関係法令テキスト＿新

ものに限る。）の損壊事故（第一号から第八号まで、及び第十三号に掲げるものを除く。）			起算して三十日以内	
十一　最高使用圧力が低圧の主要なガス工作物の損壊事故（第一号から第八号まで及び第十三号に掲げるものを除く。）				
十二　ガス工作物からのガスの漏えいによる爆発又は火災事故（第一号、第五号及び第十三号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	事故が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長
十三　台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による広範囲の地域にわたるガス工作物の損壊事故、製造支障事故又は供給支障事故であって、経済産業大臣が指定するもの	速報及び詳報	経済産業大臣が指定する期限	経済産業大臣が指定する期限	経済産業大臣及び所轄産業保安監督部長
十四　ガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより、一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した事故（第一号から前号までに掲げるものを除く。）	詳報		事故が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長
十五　ガス栓の欠陥、損壊又は破壊により人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故 十六　ガス栓の欠陥、損壊又は破壊によりガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故（前号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故の発生を知った日から起算して三十日以内	当該事故に係るガス栓の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十七　消費機器又はガス栓の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（第十五号及び前号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故の発生を知った日から起算して三十日以内	当該事故に係る消費機器又はガス栓の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十八　消費機器から漏えいしたガスに引火することにより、発生した物損事故（消費機器が損傷した事故であって、人が死亡せず、又は負傷しないものに限る。）	詳報		事故の発生を知った日から起算して三十日以内	当該事故に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

２０２３年５月一部改訂（ガス事業法改正・ガス事業法施行令改正・ガス関係報告規則改正を反映）

頁	ガス事業関係法令テキスト＿旧	ガス事業関係法令テキスト＿新	備考
	十八　消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故（第十四号から前号までに掲げるものを除く。）　｜　速報及び詳報　｜　事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに　｜　事故の発生を知った日から起算して三十日以内　｜　当該事故に係る消費機器又はガス栓の設置の場所を管轄する産業保安監督部長 ２　前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により行わなければならない。 一　事故の発生の日時及び場所 二　事故の概要 三　事故の原因 四　応急措置 五　復旧対策 六　復旧予定日時 七　事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（前項の表中第十四号から第十八号までに掲げる事故に限る。） ３　第一項の規定による詳報は、同項の表中第一号から第十三号までに掲げる事故にあっては様式第十四の報告書を、第十四号から第十八号までに掲げる事故にあっては様式第十五の報告書を提出して行わなければならない。	十九　消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故（第十五号から前号までに掲げるものを除く。）　｜　速報及び詳報　｜　事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに　｜　事故の発生を知った日から起算して三十日以内　｜　当該事故に係る消費機器又はガス栓の設置の場所を管轄する産業保安監督部長 ２　前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話その他適当な方法により行わなければならない。 一　事故の発生の日時及び場所 二　事故の概要 三　事故の原因 四　応急措置 五　復旧対策 六　復旧予定日時 七　事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（前項の表中第十五号から第十九号までに掲げる事故に限る。） ３　第一項の規定による詳報は、同項の表中第一号から第十四号までに掲げる事故にあっては様式第十四の報告書を、第十五号から第十九号までに掲げる事故にあっては様式第十五の報告書を提出して行わなければならない。	